

	項目	照会内容	回答
1	処遇改善	② 病床確保料の一部が医療従事者に対して「処遇改善」を行うために用いられる必要がある、とのことですが例として挙げられているもの以外に、コロナ病棟内の冷蔵庫や飲料の整備等も処遇改善の一環として考えてよろしいでしょうか。	備品等の購入については、処遇改善に含まれません。
2	処遇改善	③ 「処遇改善」内容の報告について、「処遇改善計画様式（個票）」が病院から提出された後、集約の上、国に提出する必要があるのでしょうか。	毎月末の執行状況の提出の際に併せて提出してください。
3	処遇改善	④ 新型コロナウイルス感染症対策事業Q&AのQ26に「病床確保料の一部については、給与のベースアップ、特別手当の支給等、様々な方法により新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療従事者の処遇改善を行うために使用してください。」とある一方で、共通事項Q3には「○ 本交付金では特殊勤務手当等を補助する事業はございません。」と記載があります。ここでいう「特別手当」の解釈をご教示いただきたく思います。また、「特別手当の支給“等”」と「特殊勤務手当“等”」の記載について、それぞれの“等”の解釈をご教示いただきたく思います。	補助メニューとして医療従事者に手当を支給するものはございません。今回の改正により、その一部を処遇改善に用いることが必要ですが、どのように活用するかは医療機関の判断となります。
4	処遇改善	改正後の実施要綱には、「病床確保料の一部について医療従事者の処遇改善を行うために用いること」と記載されていますが、処遇改善に資するものとして行う設備等の整備（例：職員用トイレのリフォーム、仮眠室のベッドの新規購入）も対象となるのでしょうか。	設備整備については、処遇改善に含まれません。
5	処遇改善	医療従事者の処遇改善について、「都道府県に内容の報告をすることとする」と記載がありますが、報告を受けた結果、この要件を満たしていないと本府が判断した場合、補助対象外としてよいのでしょうか。	都道府県の判断により対象外にすることは可能です。